

バーダーの〈プロレテール〉観

——《Einbürgerung der Proletairs》をめぐって——

木 村 周 市 朗

一

フランツ・クサーヴァー・フォン・バーダー (Franz Xaver von Baader, 1765—1841) は、その思想がカトリキスムスや神秘主義などに彩られつつ、なによりもドイツ・ロマン主義の一翼を、やや孤立した位置で担った、言葉の広い意味での社会哲学者であった。しかし、十八世紀後半から十九世紀前半にかけての、世界的な変革の時代に生きた、後進国ドイツの知識人の宿命として、バーダーの経歴と思想遍歴とは多岐にわたり、振幅の大きい紆余曲折を免れていない。バイエルン貴族の侍医の三男として生まれ、はじめ医学を修めたものの鉱山学に転向し、十八世紀末の数年間のイギリス滞在を経てバイエルン政府に奉職、Oberbergat となるとともに、みずからガラス工場を経営し、鉱山行政改革による左遷と辞職ののちは、一八二六年のランツフト大学のミュンヘン移設に伴い、「カトリック自然哲学並びに市民・宗教社会哲学」の名誉教授に就任、同時代の思想界に哲学者としての名声を馳せながら、しかし孤独と貧困のうちに没する——という、バーダーの経歴の揺れは、同時にその

バーダーの〈プロレテール〉観

多様な思想遍歴の部分的表出であるとともに、逆にこの遍歴の振幅を増大させもしたであろう。バーダーの問題関心は、キリスト教社会秩序の建設を基本目標としながらも、神知学から政治・社会・経済の実際諸問題にいたるまでのきわめて広い領域におよんでおり、しかもその生涯のうちに、当時のさまざまの思想潮流との交差と離反とを重ねたことによって、その思想像は、一義的捕捉を困難にするほどの多面的外貌を呈している。

まず、イングランドおよびスコットランドにおける若きバーダーの、ロック、ヒューム、ルソーらの啓蒙主義との接触およびアダム・スミスの伝記作家ドゥガルド・ステュアートとの交際、とりわけゴドウィン（およびウルストンクラフト）への傾倒は、J・ベームとS・マルタンの神秘主義・神知学への専念と両立しえ⁽¹⁾たし、啓蒙合理主義への敵対が自覚されたのちには、一方ですでに十九世紀の劈頭に「ドイツにおける最初のスミス批判」⁽²⁾

（ザウター）を、「営業の自由」⁽³⁾と「競争の自由」と自由貿易論とへの批判を骨子として、経済学的に展開しながら、他方では敬虔主義的基調において「神聖同盟」の産婆役を果たす⁽⁴⁾。しかし、その後バーダーは「個人主義的」

敬虔主義を去り、フランス革命に對抗したカトリックの伝統主義⁽⁵⁾に復古運動に接近し、しかもF・ラムネの自由主義をさえ当初は歓迎したが、のちのその急進化には距離をおきつつ、それへの反動としての一八三〇年代の教皇グレゴリウス十六世の教会復古運動をも批判する⁽⁶⁾。だが、わけてもこの三〇年代は、バーダーにとっては「プロレテール」の貧困並びに「社会革命」の危機の問題としての「社会問題」との格闘の時代だった。さらに、F

・リストに先がけてとくにマイノードナウ連絡問題をめぐってドイツ鉄道網建設の立案と宣伝とに貢献した技術家ヨーゼフ・フォン・バーダー（Josef von Baader, 1763-1835）⁽⁷⁾の弟として、⁽⁸⁾鉄道の功罪を論じたのもこのころである。そしてドイツ・ロマン主義における代表的人物のひとつとしてのバーダーは、シェリング、F・シュレー

ゲルらと親交を結び、ヘーゲルやA・ミュラーとも面識をえ、さらにゲレス、デリンガーらとともにミュンヘン・ロマン主義サークルを形成したが、シェリングやゲレスとのその後の絶交や不和に示されるように、基本的には孤立した存在であったようにみえる。

このようなバーダーにおける思想遍歴の多様なし重層性と、その反映とも思われる経歴の多岐性とは、一部はバーダーの出自と個性とに由来するものではあるにしても、「ロマン主義時代ほど、反動的なものと未来を内包したものがかくも特異に互いにいりまじって交差した時代は、ほかにほとんど存在しなかった」といわれるように、むしろ基本的には、ロマン主義の本質そのものを構成するものにかかわるであろう。しかもバーダーのばあいには、主著とみなしうる体系的著作はついに生み出されずに、その学問的所産が膨大なフラグメンツの集積という形状をとらざるをえなかつたことは、そのことじたいロマン主義における非体系性を示唆するものとして、留意されてよいであろう。しかも、バーダーにおける体系的著作の欠如は同時に、特異な語法や、簡明とはいいがたい文体とあいまって、直接的には、後世へのドイツ・ロマン主義の影響を語るばあいに、バーダーを「忘れられた」存在たらしめ、同時代人との不和と断絶とを随伴した思想遍歴がもたらした、同時空間におけるバーダーの孤立に加えて、さらに十九世紀のドイツ社会経済思想史におけるその孤独な位置をいっそう深めさせることになった。⁽⁹⁾

わたくしが以下の小論において紹介と検討とを試みようとするバーダーは、ロマン主義的社会哲学者一般としてのバーダーではなく、また、たとえば「ドイツにおける最初のスミス批判」者としてのバーダーでもなくて、「ドイツで最初にプロレタリアについて語った」⁽¹⁰⁾人物(ヤントケ)、あるいは「プロレタリアという概念をはじめ

バーダーの〈プロレテール〉観

てドイツの時事評論のなかに導入した⁽¹¹⁾人物(シュラエプラー)としての、また、ドイツ社会政策思想史上の一先駆者としての、さらに「キリスト教社会派思想の開拓者」(ヤントケ)としてのバーダーに、限定される。右にみたように多岐にわたる活動領域と重層的な思想遍歴とをもつ、変革期の一巨人の思想像を、全体として描き出すためには、その全著作の読破と、同時代人とのさまざまな交流の丹念な跡づけ作業とが不可欠の条件であり、ことにドイツ・ロマン主義の復興にかかわった特定の研究史⁽¹²⁾を背後にもつことは、バーダーを論じる者に、ドイツ近現代史へのいっそう周到な目くばりを要求するであろう。したがって本小論で扱われる主題はバーダーの思想の一つの側面に限定されるをえないし、ドイツ(・カトリック)社会政策思想史上のバーダーの位置づけといふ右の限定がたいは、わたくしのこれまでの問題関心の所在の一端にしたがうものである⁽¹⁴⁾。

- (1) Vgl. J. Sauter, Lebensbild Franz von Baders und Erläuterungen zu seinen Schriften, in: Franz von Baders Schriften zur Gesellschaftsphilosophie, hrsg., eingeleitet und erläutert von J. Sauter, Jena 1925 (Die Herdflamme, Sammlung der gesellschaftswissenschaftlichen Grundwerke aller Zeiten und Völker, hrsg. von O. Spann, Bd. 14) [Abk.: Sauter I], S. 569—572; H. Grassl in seiner Einleitung zu: Franz von Bader, Gesellschaftslehre, ausgewählt, eingeleitet und mit Texthinweisen von H. Grassl, München 1957, S. 12—17; W. Bredendiek, Der romantische Antikapitalismus: Franz von Bader, in: ders., Christliche Sozialreformer des 19. Jahrhunderts, Leipzig 1953, S. 44.

- (2) J. Sauter, Franz von Baders romantische Sozialphilosophie, in: Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, hrsg. von G. Brodnitz, Bd. 81, Tübingen 1926, S. 449—481 [Abk.: Sauter II], S. 454.

- (3) Vgl. z. B. Sauter I, S. 588—592; H. Grassl, a. a. O., S. 26—34.

- (4) Vgl. z. B. F. J. Stegmann, Franz von Baader (1765—1841), in: *Zeitgeschichte in Lebensbildern*, Bd. 3: Aus dem deutschen Katholizismus des 19. und 20. Jahrhunderts, hrsg. von J. Aretz u. a., Mainz 1979, S. 11—25 [Abk.: Stegmann I], S. 15f., 18f.
- (5) ヨーゼフ・フォン・バーダーについては、たとえば Sauter I, S. 859—870 を参照。なお、鉄道論策におけるリスとの関係については、富永祐治『交通学叢書——交通学説史研究——』（大阪商科大学研究叢書第一四冊）、一九四三年、日本評論社、一三六—一三七、一七〇—一九六—一九七ページなどを参照。
- (6) W. Brendendiek, a. a. O., S. 53.
- (7) Vgl. z. B. Stegmann I, S. 22. ロマン主義については、たとえば水田洋・水田珠枝『ウィーン体制期の思想——ロマン主義を中心として——』（『岩波講座世界歴史18』、一九七〇年、岩波書店）を参照。
- (8) Vgl. z. B. W. Brendendiek, a. a. O., S. 49; Stegmann I, S. 22f.
- (9) バーダーの「忘却 Vergessenheit」については、その文体の特異性とともに、バーダー研究者の多くが指摘している。いったん「忘れられた」バーダーをよみがえらせたものは、およそ一世紀後の祖国における精神的状況であり、たとえ一九二七年にバーダー復興論者のひとり D・バウムガルトが示した次のような時代認識は、その状況を端的に語るものであろう。——「現代はほとんどあらゆる精神領域で、意識のないし無意識的に、先行の巨大な自然主義ないし合理性の時代から自己を切りはなそうとしており、われわれは少なくともこの点では、啓蒙主義にかかわってロマン主義にくみした状態に似た状態にある」（D. Baumgardt, Franz von Baader und die philosophische Romantik, in: *Deutsche Vierteljahrsschrift für Literaturwissenschaft und Geistesgeschichte*, hrsg. von P. Kluckhohn u. E. Rothacker, Buchreihe Bd. 10, Halle-Saale 1927, S. 4）¹⁾。ただしバーダーの死後十年を期して、その弟子 H・ホフマンの編集による全一六巻の『バーダー全集』²⁾ F. X. v. Baader, Sämtliche Werke von Franz von Baader (1765—1841), in: *Zeitgeschichte in Lebensbildern*, Bd. 3: Aus dem deutschen Katholizismus des 19. und 20. Jahrhunderts, hrsg. von J. Aretz u. a., Mainz 1979, S. 11—25 [Abk.: Stegmann I], S. 15f., 18f. を参照。なお、鉄道論策におけるリスとの関係については、富永祐治『交通学叢書——交通学説史研究——』（大阪商科大学研究叢書第一四冊）、一九四三年、日本評論社、一三六—一三七、一七〇—一九六—一九七ページなどを参照。

ハーダーの〈ノンテール〉観

liche Werke, Systematisch geordnete, durch reiche Erläuterungen von der Hand des Verfassers bedeutend vermehrte, vollständige Ausgabe der gedruckten Schriften samt Nachlass, Biografie und Briefwechsel, hrsg. von F. Hoffmann u. a., 16 Bde., Leipzig 1851—1860 [Abk.: Werke]. 註出版をせしめたものは、かわらず、その後半世紀にわたって（いくつかの例外は除いて）ハーダーの無視と忘却の時代がこぼれ、一八三七年に同じホフマンによって編集された『ハーダー社会哲学概要』、F. Baader, Grundzüge der Societätsphilosophie, hrsg. von F. Hoffmann, Würzburg 1837. の巻頭が、A. Schmid と M. Pulver の解説が、一八四一—四二年に出版された『一八二〇年代の遺集（F. v. Baader, Schriften, hrsg. von M. Pulver, Leipzig 1921; Sauter I.）』書簡集（F. v. Baader und sein Kreis: Ein Briefwechsel, hrsg. von F. Werle, Leipzig 1924.）田口謙（Seele und Welt: F. v. Baaders Jugendtagebücher 1786—92, hrsg. von D. Baumgardt, Berlin 1928.）『オットー多数の研究文献並びにツプノリオヴランナー（J. Jost, Bibliographie der Schriften F. v. Baaders nebst kurzem Lebenslauf, Bonn 1926.）などが集中的にあらわれ、ハーダー・ルネッサンスとも呼ぶべき状況を呈した。それ以外、この時代の広範なロマン主義復興運動の一翼を担うものとして、O. Spann 編集の叢書 „Die Herdflamme“（じだん、周知のオットー・ハーダーのほかに、A. Müller, F. List, Hegel, Schelling, Fichte, Freih. v. Stein, W. v. Humboldt, Platon, Augustinus, Thomas v. Aquino のの註集を収めた、J. Baxa のフイツ・ロマン主義論などをあつた）の第一四巻として、一九二五年に、J. サウターがハーダーの社会哲学論集を編集した主目的も、「ロマン主義一般と同様に、われわれの時代の高慢によって軽蔑されたハーダーの思想を、われわれの学問のために奪回するごとく」（Sauter I, S. IX.）であった。しかもザウターのほかに、とくにハーダーの経済論の意義を経済思想史上に位置づけることに強い関心がはらわれ、「精神の欠如した西欧の元子論に対して普遍主義的経済・社会観の防壁を築いた」ハーダーによって「ドイツ国民経済学の基礎が生まれた」の

であり、リストの『経済学の国民的体系』の「原作者」はバーダーであって、「スムスとリストとのあつたのすき間」は「バーダーについて述べなければならないものではないか」(Ehenda, S. 793, 818. Vgl. auch J. Sauter, Die Grundlegung der deutschen Volkswirtschaftslehre durch Franz von Baader (1765—1841), in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 123, Jena 1925, S. 433—487 [Abk.: Sauter III])、その主張やそれたのである(このようにリストに対するバーダーの影響力を重視する見方に対して、たとえばグラッセルは批判的である。Vgl. Grassl, a. a. O., S. 22.)。右のバーダー復興の試みは、その後ナチス・ドイツの崩壊とともに、職分思想の再編・評価などのその重要な思想的基礎を喪失したが、それともかわらず、戦後の西ドイツで、さつぱりから選集が新たに編み出され(Grassl, a. a. O.; F. v. Baader, Vom Sinn der Gesellschaft, Schriften zur Social-Philosophie, ausgewählt und hrsg. von H. A. Fischer-Barnicoel [Hegner-Bücherei], Köln 1966.)、一九六三年には、かいつの『全集』が一世に再び一挙に再刊されている。もっとも、このような新しい動向が第二のバーダー・ルネッサンスを呼び起こすものであるかどうかは、まだ不明であって、むしろ多方面にわたるバーダーの思想の諸側面が、それぞれにあらためて模索しなおされつつある段階にあると思われる。

- (10) C. Jantke, Der vierte Stand, Der gestaltenden Kräfte der deutschen Arbeiterbewegung im XIX. Jahrhundert, Freiburg 1955, S. 57.
- (11) E. Schraepfer, Quellen zur Geschichte der sozialen Frage in Deutschland, Bd. I: 1800—1870 (Quellen-sammlung zur Kulturgeschichte, hrsg. von W. Treue, Bd. 6), Göttingen 1955, S. 14.

(12) C. Jantke, a. a. O., S. 56.

(13) 前註(9)を参照。

(14) この点、拙稿「十九世紀中葉ドイツ・カトリック社会運動についての覚書」(『一橋研究』第三〇号、一九七五年

バーダーの〈プロレテール〉観

一二月)を参照。

二

すでに触れたように、バーダーは、「社会問題」領域にかかわるかぎりでは、「プロレタリア」概念のドイツへの最初の導入者とされるべきが多いが、これは正確な表現とはいえず、次のような留保を必要とするであらう。バーダー自身は「プロレタリア Proletariat」という用語よりもむしろ、「プロレタリア Proletars」という、おそらくフランス語から転用されたと思われる言葉の方を多用しており、これを明確に提起したことで知られる著作は、一八三四年九月二三日付のハイデルン内務大臣 Ludwig Fürst von Öttingen-Wallerstein 宛の覚え書き(これは二回の付論——「Ueber die Proletars」⁽¹⁾、「Akademie der Wissenschaften」⁽²⁾)と、とりわけ翌一八三五年にミュンヘンで出版された「プロレタリア」⁽³⁾「Ueber das dormalige Missverhältniss der Vermögenlosen oder Proletars zu den Vermögen besitzenden Classen der Societät in Betreff ihres Auskommens sowohl in materieller als intellectueller Hinsicht aus dem Standpuncte des Rechts betrachtet」⁽⁴⁾である。しかししたとき、すでに一八三三年に D・フォン・ゼマンは「社会の三階層として」⁽⁵⁾「Aristokratie」⁽⁶⁾「Mittelstand」⁽⁷⁾と「Proletariat」を挙げていたし、「プロレタリア」という用語についてはアッシュンフェンブルクの「Zuschauer am Main」誌の一八三二年一月一日号にあらわれており、また、すでに一八二八年にフォム・シュタイン(男爵)は「プロレタリアートの政治的酵素」を、アルントは「農業プロレタリアート」を語り、さちたリストは、「三月前期の「パウペリスムス」とともに一八三〇年以降プロレタリアートの概念と実際」を知っ

ていたともいわれている⁽⁶⁾。したがって、「プロレタリア」概念のドイツへの導入の先陣争いの探索そのものよりも、むしろ問われるべきことは、バーダーが「プロレテール」と呼んだものの内容と実体であり、すでに一八三〇年代にドイツの知識人のあいだで「プロレタリア」問題が論じられはじめているという事実の意味であり、さらにこの時代の時事評論にみられた「プロレタリア」観または「社会問題」観全般の中身とその特徴であろう。そこで、バーダーの「プロレテール」観の検討のための予備的作業として、以下にまずこの時代の「プロレタリア」の性格について、大まかな展望をえたいと思う。

かつてP・モムベルトが、十九世紀前半のドイツで出版された「社会問題」並びに労働者運動に関する諸文献を検索・整理し、著名なものをはじめから除外してむしろほとんど未知の新資料の発掘に努め、一七九二年から一八五八年にわたる、合計二七七点の文献（単行本のほかにパンフレットや雑誌論文もふくむ）について展望を与えたとき、モムベルトが提出したいくつかの結論ないし感想の一つは、次の点にあった。——「ドイツでは、本来の労働者問題が一般的なパウペリスムス問題から離脱するのが、なんと遅く緩慢であったことか。⁽⁷⁾」つまり、この時代のドイツの文献においては、「一般的な貧困問題ないしパウペリスムスから、ようやくのころと、……ほぼ四〇年代のはじめごろから、賃銀労働者問題が離脱しはじめる」けれども、この二様の「問題」をそれぞれに論じた、諸文献の「二つのグループは、とりわけ四〇年代の前半には、まだ非常に強く相互に入りまじっている⁽⁸⁾」、というのである。

以上の指摘は、ドイツでは「労働者問題」が、旧来の「一般的な貧困問題」から区別される「独自の問題」として同時代人の意識にのぼってくるのは、ようやく一八四〇年代になってからであったことを、当面述べている

バーダーの〈プロレテール〉観

にすぎない。別稿で瞥見したように、⁽⁹⁾ W・コンツェ、W・フィッシャー、E・パンコーケらの見解に代表される現在の西ドイツの学界で有力な、二種類の「社会問題」観——ドイツにおける十九世紀前半の「パウペリスムス」と中葉以降の本来の「労働者問題」とを区別する立場——に照らし合わせるならば、モムベルトの右の指摘は、「一般的な貧困問題ないし、パウペリスムス」という表現が示すように、十九世紀前半ドイツに固有の「社会問題」Ⅱ「パウペリスムス」問題の発生じたいに包蔵された一定の近代性への十分な顧慮を欠くものとみることができよう。つまり、コンツェらの問題視角は、十九世紀中葉までのドイツの「社会問題」Ⅱ「パウペリスムス」問題を、基本的には「解放危機 Emanzipationskrise」⁽¹⁰⁾すなわち、「身分制社会」から近代「産業社会」への社会史の変動を内容とする世界史的「過渡期 Übergangsperiode」⁽¹¹⁾の社会構造的危機の問題ととらえるものであり、この時代の「パウペリスムス」問題がそのような意味における「過渡」性をもつかぎり、それはすでに、純然たる旧来の「一般的な貧困問題」とも区別されるべきものと考えられる。

しかし当時の多数の一次資料の検討によりモムベルトがえた別の推論は、「労働機会の不足が、労働者階級における当時の窮状の最も重要な原因の一つであった」⁽¹²⁾ということであり、この推論は、ドイツの「パウペリスムス」の原因を工業化以前の諸事情と工業の不足ないしおくれとに求めたB・ヒルデブラントのエンゲルス批判を高評価する、西ドイツにおける支配的動向を、先取りして指示したものと見えよう。しかもこのばあい、右の動向をささえる基本認識は、ヤントケやコンツェのように、⁽¹³⁾十八世紀後半以降のドイツにおける急激な人口増加に置かれており、この基本認識も、「当時、なんと広範に人口過剰が窮状の原因とみなされていたことか」⁽¹⁴⁾という、⁽¹⁵⁾モムベルトの抱いた印象に、連結するものである。したがってまた、右の人口過剰の抑制策として、結婚の制限

や国外移住・国内植民への国家助成の必要が、当時の多くの論者によって主張され、現に諸政府によってこれらの方策が構じられたことを、モムベルトが文献史的に確認したことは、たとえはコンツェ、W・ツォルン、A・ミュッシヒガンクの同様の議論に一定の根拠を与えるであろう。⁽¹⁷⁾

しかもとりわけ注目すべきことは、いわゆる『農地制度論』のあとの最晩年のリストが、一八四三年四月九日付でヴェルッテムベルク国王ヴィルヘルム一世宛に起草した、「亜麻糸・毛糸・綿糸の輸入関税の引き上げを求めるヴェルッテムベルクの工場主の請願書」において、イギリスの工場労働者問題を理由に工業化に反対する人を批判し、次のように述べていることである。——「すでに以前に存在していたもの、つまり貧しい無産の人が、工場ではじめて発生した、とか、これらの人々の存在は後者〔工場——引用者〕一般のせいである、とかの、過酷で不当な判定があまりにしばしば好まれているが、実際には逆に、工場はパンを求める人々に労働報酬と一箇の財産を手に入れる可能性とを提供している！……それゆえ、工場が貧民を生み出しているのではなく、貧民が工場を生み出しているのである」⁽¹⁸⁾と。この五年後に「近代工業の世界史的意義」を論じたヒルデブランドによって与えられた、工業化の進展による「パウペリスムス」の解消への展望さえもが、すでに右のリストの言葉のなかに読みとれるであろう。⁽²⁰⁾

したがって本来の「労働者問題」から区別された「パウペリスムス」問題の発生の原因を、農業過剰人口の形成と、それを受容すべき工業の未発達とに求める、現在の西ドイツにみられる有力な見解は、三月前期の知識人たち自身の時代認識をかなりよく反映するものであるとみてよいであろう。⁽²¹⁾たとえばコンツェが描いた「見取り図」によれば、一八三〇年代以降、そしてとりわけ四〇年代にドイツであらわれた「パンフレットや論説の洪水」

において議論された「パウペリスムス」問題は、上述の「過渡期」の危機をその本質とし、一方で「身分制的・ヘルンシャフト的社會秩序」の内部にあってその存立を根底でささえることによって「秩序」の不可欠の一環を構成していた旧来の「Pöbel」が、「解放」され増殖し、他方で工業力の欠如ないし「不十分な生産手段と資本不足」・「ドイツ經濟の狭隘さ」は彼らをまだ受容しうるにいたらず、結局、新旧いずれの社會にも所屬しえぬ下層民が都市と農村とに広範に滞留したことを、その内容とする。したがって、この時代にひろく議論された「プロレタリア」とは、本来の工場賃銀労働者というよりむしろそれへの過渡的形態である、根なし草化した「新社會層をさすものと理解され、当時のおびただしい文献の出現は、⁽²³⁾「Pöbel から Proletariat への推転」という社會構成の変動に対する同時代人の認識のひろまりを示すものであって、「經濟的負荷能力と人口量の増大とのあいだのアンバランス」が「パウペリスムス」問題の内実であったかぎり、この「失業者問題」(シュテグマン)としての「社會問題」の解決は、諸國家の政策によってではなく、基本的には五〇年代の工業化の進展・經濟發展そのものによってこそ、もたらされることになったとみられているのである。

しかし、以上の「見取り図」の出発点をなす「Pöbel」の「解放」と増殖の拡大との社會經濟史的背景こそが問われる必要があり、この「解放」が近代化過程の重要な槓桿であったかぎりには、「Pöbel」から「推転」をとげた新社會層としての「Proletariat」がもった、五〇年代以降の工業化のなかへ包摂されてゆくべき一種の「産業予備軍」としての性格を、無視することはできないであろう。だがそれにしても、この時代のいわゆる「プロレタリアート」の実体は、地域差を当面度外視すれば、本来の工場労働者をマイナーなものとしてむしろ「過渡期」の流民に相應するものがなおその主要形態であったと、とりあえず想定してよいと思われる。ただし、社會經濟

構造上の現実と、それをとらえる思想とは、必ずしも一致するとはかぎらず、思想は現実を先取りしうるから、このばあい、同時代人の意識においては、一面ではたとえは「シエツヒヒガンクが指摘したように、右の「過渡期」の流民の存在したいは「なんら観察者の関心をひかなかつた」⁽²⁴⁾か、または注目されても、上述のモムベルトの結論のように旧来の「一般的な貧困問題」と同列で論じられたにすぎなかつたとしても不思議ではなく、しかも他面では、シエツスマンが注目したように、イギリス・フランスの本来の「労働者問題」に学ばうることによって、コンツホの「Pöbel」から「Proletariat」への推転の認識をもつて、「過渡期」ドイツの流民のなかに、工場に包摂されてゆく近代の「プロレタリア」の子兆を先取りして見出すこと⁽²⁵⁾もあつたであらう。同時代の観察者におけるこのような両面指向性は、あらかじめ十分留意されなければならぬ。

- (1) W・コンツホによれば、元来古代ローマの「proletarius」に由来する「Proletarier」ないし「Proletariat」という用語は、「十九世紀の最初の何十年かのみであつた『Pöbel』の〈過剰〉が危急の問題となつたときから——下から繁茂しつゝくる者を表わしたフランス語の「proletaire」によつて強く刺激されて——一般に行なわれるようになった。」(W・Conze, Vom „Pöbel“ zum „Proletariat“, Sozialgeschichtliche Voraussetzungen für den Sozialismus in Deutschland, in: Moderne deutsche Sozialgeschichte, hrsg. von H.-U. Wehler, Köln-Berlin 1966, S. 111—136 [Abk.: Conze I], S. 117.)
- (2) Werke, Bd. 15, Neudruck der Ausgabe Leipzig 1857, Aalen 1963, S. 505—516, insb. „Ueber die Proletariats“, S. 506—510 [Abk.: Baader, Proletariats].
- (3) Werke, Bd. 6, Neudruck der Ausgabe Leipzig 1854, Aalen 1963, S. 125—144 [Abk.: Baader, Missverhältniss].

「ペーターの〈プロレタリアト〉観

- (4) W. Conze, Das Spannungsfeld von Staat und Gesellschaft im Vormärz, in: Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815—1848, hrsg. von W. Conze, Stuttgart 1962, 3. Aufl., 1978, S. 207—269, S. 250.
- (5) H. Grassl, a. a. O., S. 46.
- (6) F. Lenz, Friedrich List, Der Mann und das Werk, München 1936, S. 376.
- (7) P. Mombert, Aus der Literatur über die soziale Frage und über die Arbeiterbewegung in Deutschland in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, in: Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung, hrsg. von C. Grünberg, Jahrg. 9, Leipzig 1921, S. 169—236, S. 221 f.
- (8) Ebenda, S. 177.
- (9) H. Winkel, Die deutsche Nationalökonomie im 19. Jahrhundert, Darmstadt 1977, 2. Aufl., S. 221 f. 城大経済学研究所『第六十七号（一九七九年九月）』の第四節を参照。
- (10) E. Pankoke, Sociale Bewegung—Sociale Frage—Sociale Politik, Grundfragen der deutschen „Socialwissenschaft“ im 19. Jahrhundert, Stuttgart 1970, S. 52 ff.
- (11) Vgl. z. B. Conze I, S. 113, 133; 48頁以下「封建的な専横の支配」(C. Jantke, a. a. O., S. 41, 42.)°
- (12) P. Mombert, a. a. O., S. 222.
- (13) 前掲拙評を参照。この意味で「十九世紀前半ドイツの「社会問題」の本質は「労働者問題と、よりむしろ失業問題とである。」(F. J. Stegmann, Der soziale Katholizismus und die Mitbestimmung in Deutschland, Vom Beginn der Industrialisierung bis zum Jahre 1933, Paderborn 1974 [Abk.: Stegmann II], S. 18.) Vgl. auch W. Abel, Der Pauperismus in Deutschland, Eine Nachlese zu Literaturberichten, in: Wirtschaft, Geschichte und Wirtschaftsgeschichte, Festschrift zum Geburtstag von F. Lütge, hrsg. von W. Abel u.

a., Stuttgart 1966, S. 284—298, S. 286 f.

(14) C. Jantke, a. a. O., S. 41; Conze I, S. 112 f.

(15) P. Mombert, a. a. O., S. 222.

(16) Ebenda.

(17) コンツェはこの人口抑制策が、人口流入と結婚との制限という形で、とくに各ゲマインデによって実施された点に注目する (Conze I, S. 116, 123 f.)。Vgl. auch W. Zorn, *Gesellschaft und Staat im Bayern des Vormärz*, in: *Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815—1848*, a. a. O., S. 113—142, S. 121, 138; A. Missigang, *Die soziale Frage in der historischen Schule der deutschen Nationalökonomie*, Tübingen 1968, S. 59.

(18) [F. List,] *An König Wilhelm I. von Württemberg*, *Beischrift der württembergischen Fabrikbesitzer um Erhöhung des Eingangszolls auf Leinen-, Wollen- und Baumwollengarn*, in: F. List, *Schriften, Reden, Briefe*, Bd. 9 (hrsg. von A. Sommer u. W. v. Sonntag), Berlin 1935, S. 109—115, S. 109 f. ㊦ 請願書を一年後に「関税同盟新聞」に発表された (Ebenda, S. 242.)。

(19) B. Hildebrand, *Die Nationalökonomie der Gegenwart und Zukunft*, Bd. 1, Frankfurt a. M. 1848, S. 224 ff.; auch ders., in: *Sammlung sozialwissenschaftlicher Meister* (hrsg. von H. Waentig), Bd. 22, Jena 1922, S. 182 ff.

(20) 最近三月革命期の貿易政策論争を概観した H・ベストは、「工業化に伴う『労働者階級』の形成」「共産主義の亡霊」への恐怖が、当時の保護関税への反対論における重要な動機となっていたこと、これに対して F・リストの「保護関税による工業化促進論は、『社会問題』は……工業的進歩の結果ではなくて、逆にドイツの相対的低開発状態の

ハーダーの〈プロレテール〉観

バーダーの〈プロレタール〉観

- 帰結である」という認識にもとづくものであり、この意味で、工業化の進展による「社会問題」の「一定の解決」というのは、イギリスのような工業のみの一面の展開を避けるならば、とうとう留保つきであるから——への展望はずべてリストにも認められるべきを示唆してゐる (H. Best, *Interessenpolitik und nationale Integration 1848/49, Handelspolitische Konflikte im frühindustriellen Deutschland*, Göttingen 1980, S. 30 ff.)。コンツェに於けるリストの位置づけも、このような見方にとらなりうる (Vgl. Conze I, S. 132.)。リストが「オペティニスム」として、右の留保のもとで、労働者問題を「過渡的弊害」とみなしたことは、ゲーリッヒも指摘してゐる (H. Gehrig, *Friedrich List und Deutschlands politisch-ökonomische Einheit*, Leipzig 1956, S. 208 ff.)。
- (21) 一八四七年に P・F・ライヘンシュヘルガーは、「疾患はドイツにとっては、……イギリスの労働者にはなくしてわれわれの労働者に労働と収入とをつくり出すべき機械と工場との不足にこそ存する」と述べ、「同様の声は四〇年代にはしなまされた」と言われる (Conze I, S. 133, 484.)。
- (22) Vgl. Ebenda, insb. S. 113 ff., 123, 128, 132 ff.
- (23) 「パウペリスムスのなかに、救貧問題ならし旧来の意味における無産者や奉公人の存在とは根本的に別のものである新しい現象が、驚きをもつてみられた。ドイツでは三〇年代および四〇年代に意識されるようになったところの、この原理的に別種のもものは、当時の「Proletariat」という概念で表現された。」(Ebenda, S. 113.) この点、良知力「一八四八年にとってプロレタリアートとは何か」(同『向う岸からの世界史——一つの四八年革命史論——』、一九七八年、未来社、所収)を参照。
- (24) A. Müssiggang, a. a. O., S. 59.
- (25) Vgl. Stegmann II, S. 18 f.; vgl. auch A. Müssiggang, a. a. O., S. 59 ff.

一七九二年から九六年までの数年間を鉱山技術者としてイングランドとスコットランドで過したバーダーは、この国の鉱山・工場を見て歩き、とくにエディンバラに滞在して経済・政治問題への関心を喚起されたことによつて、そのはるか四〇年後に祖国の若い工業の前途にイギリスと同様の工業労働大衆の貧困を想起するにいたる資格を、このときすでに有したのであろう。先にあげた一八三四年のバイエルン内務大臣宛の覚え書きに示された、「プロレテール」問題に対するバーダーの基本的認識は、その冒頭の次のような一節に鮮明である。――

「まさに工業が最高頂に達した（イギリスとフランスのような）諸国こそが、それによつて（労働大衆の、増大する貧困、不満並びに道徳的荒廃において）、すでに彼らの生存を脅かしている噴火口を開いたことをみるならば、――そのことから、たとえば幾人かの極論家とともに、このような工業の進歩やその機械制を阻止する方がよい、などという愚かな結論を引き出したりはしない方がよいのであつて、ただ経験から賢くなろうとしなければならず、上記の諸国が避けることをしなかつた困難を、避けなければならぬ。そしてバイエルン国はその工業においては目下のところでは、たんにそれらの諸国にはるかにおかれているだけではなく、その近隣ドイツ諸国にさえまだはるかにおかれているのであるから、そしてまた、それらの諸国の躍進は現在政府の特別の注意を引いているのであるから、今こそ、有害なツル植物のように工業の拡大とともにますます広範にひろがっている弊害……が回避されるような、労働階級のための手配について配慮すべき時であると思われる。」（引用文中のカッコは原文のまま。以下同じ。）

バーダーの〈プロレテール〉観

バーダーの〈プロレテール〉観

これを要するに、工業先進諸国における労働大衆の貧困にかんがみ、後進国バイエルンに現在求められているものは、工業化の阻止ではなくて、工業化に伴って予想される弊害の除去のための予防的措置であること、これである。ここにみられるバーダーの基本的態度の展望性と一定の近代性とは、ロマン主義がつねに回顧的であったわけではないことを示す、一つの例となろう。⁽²⁾ところでこの予防的措置の必要性をバーダーに認識させたものは、「革命主義」が政治レヴェルから社会レヴェルへと転身しつつあるという「危機」意識であり、「ますます広範にひろまっている、そしていっそう慎重に組織化している、産業労働者ないしプロレテールの組合 Associationen ないし徒党」であり、とりわけ「これら労働大衆への扇動家の影響」⁽³⁾であつて、翌年に出版された前掲の著名なパンフレットによれば、「ジャコバン主義ないし革命主義はまさに無産階級を、いわばその常備軍として、社会の平穩と存立とに対するその攻撃に利用しているにすぎない」⁽⁴⁾という判断であつた。つまりバーダーの「危機」意識をなす「革命の発火性 Revolutionirbarkeit oder Entzündbarkeit」への危惧の「直接の動機は、⁽⁵⁾「無産者ないしプロレテール」への「ジャコバン主義」の浸透である。右の「組合ないし徒党」も、バーダーによれば、「とりわけイギリスとフランスでは扇動家の公然たる、また秘密裡の指導のもとにある」⁽⁶⁾のであるから、ここではまず、バーダーが「プロレテール」と「扇動家」とを明確に区別してとらえていることに留意しておきたい。

ところで元来バーダーは、「プロレテール」という用語じたいを厳密に定義しておらず、むしろこれを「無産者」一般と等置することによって、用語上は、ギリシア・ローマ時代の貧民から近代的賃銀労働者にいたるまでのすべてを「プロレテール」と呼んでいる。このことは、「プロレタリア」概念の導入期における用語上の混乱を示すものと思われるけれども、しかし、だからといって、バーダーに歴史意識が稀薄だったわけではない。バ

バーダーによれば、上述の「革命の発火性」のいっそう深い根源は、「社会、その文明並びに生活様式の現在の発展段階に生じた、生計に関する無産者ないし貧困階級の有産者に対する不均衡」(引用文中の傍点は、原文ゲシュペルト。以下同じ)にこそ存し、その「不均衡」も、かつてギリシア人やローマ人が社会治安に苦慮した類のもではなくて、原理上は「(所有、租税並びに給与支給における)貨幣経済と自然経済との中間」に位置するものであって、具体的には、「すでにアメリカの発見とともにヨーロッパではじまり、目下その頂点に達しているものに結びついている」⁽⁷⁾のである。したがってバーダーのいう「プロレテール」問題の焦点は、このような新時代の物質的「不均衡」にあり、バーダーにこの「不均衡」を認識させたものは、既述のように、工業先進諸国の労働大衆の貧困であった。バーダーによれば、「貨幣経済専一の全般的導入」によって現代では、雇主は「労働者に対する競争の利益」をえたのに対して、「労働者は自分の商品(自分の両腕)をつねに安い価格でしか売ることができず、ますます増大する商業の動揺によって、彼の貧弱な生計さえもますます不安定なものにならざるをえない」。「工場制分業等による巨大な生産力の利益」を賞揚した「アダム・スミスとその模倣者たち」は、他方で、「同じ状況のもとでは労働者が増大し彼らの生産力が大きくなれば、彼らの利得は全体としてはいっそうわずかなり、彼らの生存の不安定さはいっそう増大し、上昇した生産量の本来の利得と享受とはいっそう少数の人々のあいだで分配され蓄積される、ということに気づかなかつた」⁽⁸⁾しかもこの「少数の人々」は、「自己の労働大衆に対抗して長続きのする組合ないし陰謀で容易にもちこたえることができるのであって、このことは、わたくしが長期間のイギリス滞在中にしばしば十分に確信したところである」⁽⁹⁾と。さらにバーダーが「しばしば、たとえばイギリスで工場主の会合や組合 meetings und associations に居合わせた」経験によれば、「それらは

バーダーの〈プロレテール〉観

バーダーの〈プロレテール〉観

プロレテールに関する共同謀議に等しかった」のであり、「彼らの賃銀を持続的に彼らの商品（つまり彼らの労働）の自然的価値および価格よりはるかに低くしておいた」⁽¹⁰⁾のである。

「無産者の有産者に対する不均衡」に関するバーダーの現状認識は、それが右のように先進諸国の実態把握に導かれて資本制経済の機構分析への胚芽を蔵していたかぎりでは、（たとえモムベルトが、主として一八三〇年代以降の文献の探索により、「貧富の対立がますます増大し、労働者階級の状態がますます悪化していることを指摘した文献は、決して少なくない」⁽¹¹⁾という結論をえたとしても）その先駆性は依然として疑えないように思われる。しかもバーダーのこのような「プロレテール」の現状把握は、封建的土地所有の解体に対する一定の歴史認識にうらづけられており、中世において比較的安定していた「プロレテール」〔このばあいは「隷農身分 *Leibeigenschaft*」の状態は、「隷農制 *Hörigkeitssystem* の廃止」とひきかえに生じた「法律保護の停止 *Vogelfreiheit*」によって、いっそう劣悪なものとなったとみる⁽¹²⁾。つまり、「隷農制はその最も過酷な形態……においてさえ、今日のいわゆる最も教養ある文明諸国民のはるか大部分のこの法律保護の停止、保護と救助との喪失の状態にくらべれば、その残酷な、非人間的な、したがって非キリスト教的な……程度も、まだましなものであった」⁽¹³⁾。

このばあい、「プロレテール」が、隷農制の靱帯の解体によって、最も豊かな産業諸国において実際には相対的にいっそう貧しくかついっそう救助と保護とを必要とする者になったにすぎない」という事態は、バーダーの議論を整理すれば、三様の動因を背後にもつものである。第一に、経済的動因。——「宮廷経済」の全面的な「貨幣経済」化、「貨幣支配の土地支配からの分離、並びに後者の前者への従属」。「無制限の国債売却」並びに「貨幣買占め」による流通貨幣量の減少（「金づまり」）と、「自然賃銀」から「貨幣賃銀」への賃銀支給形態の変化に伴

う「貨幣需要」の増大、およびその結果としての「貨幣騰貴」。このような状況のもとで、「プロレタリアートの生活必需品は社会の進歩によってはるかに巨大なものになったにもかかわらず、以前のように少くとも一部は自然享受と自然貨幣とによってこの貨幣騰貴を避けることは、もはやできない」し、そのうえ「消費税」によって、「政府租税の大部分がプロレタリアートに課せられている」ために、「一方で高利貸が、他方で徴税官が、ファラオの如き過酷さで」⁽¹⁴⁾彼らを襲っている。

第二に、社会的動因。——「隷農制の鞅帯の解体」が直接に「プロレタリアートの社会生活に付与した新しい特徴は、次のようなものである。つまり、「耳のきこえない、したがって容易に動かされるゲジンデ、ないしは、むしろ法律保護を停止されたゲジンデル」が、現在の「ピラミッド」型社会構成の「広い底面」をなしており、彼らは「心も腹も、義務によっても名譽心によっても、現存体制に結びついておらず、また、市民、Bürger (citoyen) たることなく、つまり自分が安全に守られているとは感じておらず、この体制に対して、たとえ根本においては憎悪心をもっているわけではないにしても、ただ無関心であるのみである」⁽¹⁵⁾。「プロレタリアートのこのような非「市民」的・没「社会」的存在状態は、とりわけ「立憲諸国」において深刻である。つまり第三に、政治的動因。——フランス革命を震源として諸国に拡大した「立憲」制度は、「たんに土地と貨幣所有とにのみもとづく代表制度の導入」を伴うことによって、「プロレタリアートの無権利の(非市民的の、というの、は保証されていないからだ)が」状態」を招来し、「彼らは国民のなかの、もはや耳をかされなくなった部分にさえ落ちこんでしまっている」⁽¹⁶⁾。このような「プロレタリアートの」、「もはや誰にも所属しておらず、それじたいとしてもいかなる身分をもなしていない」存在状態は、「代表 Repräsentation の概念の一面的把握」、つまり本来彼らに付与されるべき「弁護な

いし公然たる苦情申告の権利 Recht der Advokatie oder öffentlichen Klage⁽¹⁷⁾の無視に由来し、彼らはこの「弁護としての代表の権利」を、「すでに以前に、たとえ間接的にのみではあつたとしても、つまり彼らの隸属状態は不変のままにながらも、事実上享受していた」⁽¹⁸⁾にもかかわらず、「立憲諸国」においてはこれが完全に放棄されてしまっているのである。

「プロレテール」の貧困並びに要救護性の顕在化に対するバーダーの、以上の三様の問題視角のうち、第一のものは、近代の戸口に立たされた後進諸国の、「貨幣経済」の拡大と深化に伴う経済的混乱に関するその叙述じたいが、いわゆる「王室的重商主義」のゆきづまりと、むしろ後進諸国に特徴的な歴史的画期の曖昧さそのものを示すものとして、興味深い⁽¹⁹⁾。しかもこのような経済的混乱に対して、それは「財政術策の完全な改革によるほかなく、それも(どっちみち不可能な)たとえば王領地・給与支給並びに租税における旧い宮廷・自然経済への回帰によってではなく、純然たる貨幣経済とのその全く新しい連結によるほかはない」⁽²⁰⁾と、バーダーが述べていることは、一面ではバーダーの近代性をうかがわせるけれども、他面では、「自然(土地)と労働(人間)とに対する需要の増大」によるそれらの「価値と価格の上昇」と、「貨幣に対する需要の低減」によるその「価値と価格の低落」とをもたらすべき「諸政府の産業流通改革」へのバーダーの期待が、抽象的なものにとどまり、「改革」の主体たるべき「諸政府」が、本格的ブルジョア革命をいまだ体験せぬ既存の「立憲」君主諸政府にほかならず、近代産業資本範疇およびそれへの共鳴を予想させえぬものであるかぎり、右の近代性も、基本的には、バーダーが自覚的に身を置いた「保守主義」⁽²¹⁾の枠をこえるものではなかつたであろう。そして結局、上述のようなバーダーの一種の「貨幣経済」論的分析視角は、後進国における重商主義にはらまれた複雑な諸局面への

関心の芽をのぞかせているにすぎず、少くとも「プロレテール」の窮状に対するバーダーの当面の考察のなかでは、すでにみたこの窮状の社会的並びに政治的動因、つまり「プロレテール」の非「市民」的・没「社会」的存在状態並びに「無権利」状態の描出のための、補完物としての地位をしめるにとどまるであろう。

(1) Baader, *Proletairs*, S. 506f.

(2) こゝではロマン主義そのものがもつ複雑な諸特質については立ち入ることはできないけれども、たとえば、「ロマン主義者たちは、そして彼らのみが、当時彼らの時代の発酵する諸力から、事態の全展開を予言することができた」(Sauter II, S. 463.)とか、「世紀半ばをこえても依然としてとくに政治的ないし国民的諸問題が世論の関心の中心をしめていたとき、ロマン主義的社会批判家たちがはじめて、そしてほとんど唯一例外的に、根本的な社会経済的変化を把握した」(Stegmann II, S. 22.)とかいわれる局面の具体的意味が問題なのである。

(3) Baader, *Proletairs*, S. 507.

(4) Baader, *Missverhältniss*, S. 130.

(5) Ebenda, S. 131.

(6) Vgl. Baader, *Proletairs*, S. 507f.

(7) Baader, *Missverhältniss*, S. 129.

(8) Ebenda, S. 132.

(9) Baader, *Proletairs*, S. 508.

(10) Baader, *Missverhältniss*, S. 135. バーダーのこのような指摘は、たとえばスミスの著名な言葉——「同業者仲間には、遊びや気ばらしのために集まったばかりでさえ、話しが社会に対する陰謀、つまり価格引き上げのためのある種の計略を終わらぬことばかりだ」(A. Smith, *The Wealth of Nations*, E. Cannan ed., London,

バーダーの「プロレテール」観

バーダーの〈プロレタリア〉観

1950, vol. 1, p. 130.)——を容易に想起せざるべからず。

- (11) P. Mombert, a. a. O., S. 223. 二階級形成論が当時の多くの人々の関心をひいたことは、コンツェも指摘している (Conze I, S. 117.)°
- (12) Baader, Proletairs, S. 508.
- (13) Baader, Missverhältniss, S. 131 f.
- (14) Ebenda, S. 134 ff.
- (15) Ebenda, S. 135.
- (16) Ebenda, S. 135 f.
- (17) Baader, Proletairs, S. 508.
- (18) Baader, Missverhältniss, S. 138.
- (19) バーダーと重商主義との関係については、すでにイギリスからの帰途に立ち寄ったハムブルクで、北ドイツのカメリスト・ビュシヒ (J. G. Büsch, 1728—1800) とその最晩年に面識をえて影響を受けたこと、また、ドイツ・オーストリアの最大の重商主義者のひとりとなるハッペラー (J. J. Becher, 1635—1682) 並びにドイツ・カメリスムの最後の代表者でありプロイセンの大蔵大臣でもあったシュタルンヘンゼー (K. A. v. Struensee, 1735—1804) の諸著作を研究し、それらの一定の共鳴を示したことが知られている (Vgl. z. B. Sauter I, S. 792, 796; Sauter III, S. 436 f.; H. Grassl, a. a. O., S. 22; W. Andrae, F. v. Baader, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 1, 1956, S. 525.)°
- (20) Baader, Missverhältniss, S. 133.
- (21) バーダーによれば、「保守主義の真の原理は、歴史の脈絡 (伝統) を決して勝手に引きちぎらないこと (勝手に新

しい曆に手をつけないこと)……に存している」けれども、そこには「何事も時代遅れのものたらしめてはならぬ」という意味も同時にふくまれる (Ebenda, S. 127.)。

四

すでにみたように、「隷農制の靱帯の解体」によって「プロレテール」〔旧「隷農身分」〕にもたらされたものは、バーダーによれば、「法律保護の停止」であり、「現存体制に結びついておらず、また、市民たることのない」彼らの状態であり、体制への彼らの「無関心」、「国民のなかの、もはや耳をかされなくなった部分」、「それじたいとしてもいかなる身分をもなしていない」彼らの存在形態であった。バーダーのいう「プロレテール」が、その発想においてはイギリスにおける工場労働者の存在様式に触発されながらも、右のように基本的には、「隷農制の解体」によって放出された、またその放出によって非「市民的・没「社会」的存在形態を余儀なくされている、広範な「無産者」として、社会構造的に含意されたものであるかぎり、それは、「プロレテール」という用語のうえでの混乱にもかかわらず、既述の現在の西ドイツで論議されている、本来の「労働者問題」とは区別された十九世紀中葉までの「解放危機の〈社会問題〉」たる「パウペリスムス」現象を担った新社会層に相応するものとみてよいであろう。したがってまずこの点で、バーダーの時代認識はきわめて正確であったと思われる。しかし同時に、すでに考察したようにバーダーがこの非「市民的・没「社会」的な「無産」大衆を「ジャコバン主義」の「扇動家たち」から明確に区別していること、そして実はもっぱら前者への「権利」付与と、それによる「市民的「社会」⁽¹⁾」への「プロレテールの編入、Einbürgerung der Proletars」⁽²⁾な⁽³⁾し「同化 Einverleibung」

バーダーの〈プロレテール〉観

をこそ、「社会革命」に対する予防策として企図していることは、ドイツにおける社会政策思想の流れのなかで一つの原初形態を示すものとして、注目されなければなるまい。そこで以下では、右の「編入」を目的とした、「プロレテール」への「権利」付与に関するバーダーの議論を整理しておこう。

既述のように「プロレテール」問題の本質は、バーダーにとっては彼らの存在形態の非「市民」性と没「社会」性にあるのであるから、これに対する「慈善的措置」も「警察的措置」も、ともに「弊害の一时的緩和剤」にすぎず、求められるべきは「法的措置」である。現在の「立憲諸国」における「代表」概念は、これをもつばら「共同審議、共同立法および行政監察の権利」としてのみ理解し、従来「プロレテール」が「間接的」にながらも「事実上享受していた」、「弁護ないし公然たる苦情申告の権利」を「代表」概念から脱落させたために、前者の「権利」を（バーダーにとっては「当然」付与されえぬ「無産者」は、後者の「権利」の喪失による「無権利状態」となった。したがって旧来の既得権たる後者を、再び「プロレテール」に公的に認可すべきである。⁽⁴⁾

しかし右の認可にこめられた期待の本質は、バーダーの次の言葉に鮮明に示されている。——「ロンドンの下院における一弁士のかの呼びかけ（先日議題にのぼった、アイルランドのカトリックの、したがってこの国民のはるか大部分の、請願にさいしての）は、プロレテールについても、一般的な意味であてはまる。すなわち、『彼ら（アイルランド人）の要求に対して公正たるべし、されば、諸君は諸君自身の平穩を得るであろう』と⁽⁵⁾。したがって「プロレテール」のための「法的措置」が、このような意味で、社会秩序維持策としての視角から求められ、彼らの「無権利状態」こそが「ジャコバン主義」の浸透を許しているのであるから彼らに一定の「権利」を与えよ、という認識に立つものであったかぎり、そしてまた、それが「隷農制」下の彼らの「弁護ないし苦情申告

の権利」の新たな再付与にとどまるものであったかぎり、「無産者としてのプロレテールは有産者と同等の代表権を有しない」ことは、バーダーにとっては自明のことであった。元来バーダーにおける「自由」の観念は「身分的ないしコルポラティブな自由」を根幹とし、「社会生活の自由は、有機体の生活一般の自由と同様に組織編成 Gliederung（下位に、また同等に置かれたコルポラツィオン）をつうじてのみ規定される」とみられるのであるから、「かの賞賛される法の前の平等」も、それが「身分およびコルポラツィオンの権利」を無視するならば、「水平化制 Levelling-System ないし新しい全員の奴隸制——多数者のものであれ、唯一者のものであれ——へと逆もどりする」ものにすぎず、「現代の自由主義」は、このような社会組織編成原理としてのキリスト教への「無関心」において、むしろ「反自由主義的」であり、「旧い専制主義と奴隸根性」の再現ではないのである。⁽⁹⁾したがってバーダーの思想のなかでは、本来のブルジョア革命の展望したが閉ざされている。むしろ「弁護としての代表の権利」の「プロレテール」への認可というバーダーの発想は、根本においては、「インスツク原理」を賞揚し「全有機体における同化」を最重視する「身分制的」社会秩序観に由来するものであり、それが依然として当時のドイツ社会の歴史段階を反映するものであったかぎりでは、バーダーの先駆性は、「コルポラティブ」な結合の不可欠性を「無産者」にも認めた点、およびその社会構造的論的問題視角にこそ、求められるべきであらう。⁽¹⁰⁾

そこで「プロレテール」の窮状に対する「法的措置の具体策」としてバーダーが構想したものは、各行政単位の全国的規模での「労働者・貧民評議会の新設」であり、それは「労働者自身と、調停者・先導者・保護者として彼に付き添う聖職者とから成る」ものであって、この両者をつうじて、「身分制議会においても公然たる請願

と苦情申告ないし弁護の権利」が行使されるべきものであった。⁽¹¹⁾ この構想はまだ原理的なものとどまり、具体的説明を施されていないけれども、かえってそこにバーダーの意図と構想の本質とが明瞭に語られている。つまりこのような方策によりバーダーが期待した「社会にとつての二重の巨大な利益」とは、第一に、「扇動家ないし好戦的弁護人たちの有害な影響からプロレテールを奪い取ること」、第二に、「ほとんど社会的無価値物にまで落ちぶれた聖職者が、司牧という原初の職務に立ち帰ること」、あるいは、一方で、「政府」が「プロレテールの保護者・援助者」となることによつて、彼らを「再び政府に振り向けること」、他方で、「彼らを聖職者……と再び結びつけることによつて、彼らの信仰心を再び呼びおこすこと」、⁽¹²⁾ これである。したがつてバーダーの右の構想の意図と本質とは、現在国民のなかで「いかなる身分をもなしていない」状態にある「プロレテール」への「革命主義」の浸透の防止に存し、この根本目標のためにこそ、政府と聖職者とが動員される。そこでバーダーにとつては、一方で、「プロレテール自身によつてつくられている組合のみが危険」であつて、「政府によつて召集され、政府の監督と指導のもとで成立する組合こそ」が、逆に「危険」を予防するものであり、他方では、「司祭と民衆とのあいだの社会的靱帯を、生活の物質的諸問題においても再び結びあわせること」が肝要なのである。⁽¹⁴⁾ そして結局、政府と聖職者との双方からその誕生が祈願された事態は、「目下いわば市民的名誉心を欠いている無産者が、その国民のなかでこそ自負しうる身分的誇り」⁽¹⁵⁾ をもつにいたるであろうこと、これであつた。バーダーのいう、「市民」的「社会」への「プロレテールの編入」ないし「同化」の究極的意味も、この点に求めることができると思われ、非「市民」的・没「社会」的「無産者」に、「身分およびユルポラツィオンの権利」として「市民」性と「社会」性を付与するために、バーダーが一方で彼らの「保護者」としての政府、つ

まり君主または国家の政策を求めた点では、この「編入」政策思想は、それが「身分制的」社会秩序観に拠りながらも後進国における近代化過程に随伴した社会構造的変動に対処するものであったかぎり、ドイツ社会政策思想の一つの原初形態であり、他方で「無産者」と「有産者」とのあいだの「調停者」としてのカトリック聖職者の社会的「司牧」活動を求めた点では、右の政策思想はとくにドイツ・カトリック社会政策思想の先駆である、と考えられる。

バーダーの「プロレテール」政策思想における右の二つの局面のうち、前者について付言すれば、バイエルン内務大臣宛の覚え書きとともにこれまで検討してきた一八三五年のパンフレットの「目的」は、バーダーの明言によれば本来「社会へのプロレテールの編入という重大問題」への世論の喚起にあり、このパンフレットが、バーダーの奉職したミュンヘン大学で一八五〇年代以降「文化史」と「統計学」とを講じたリール(W. H. Riehl, 1823—1897)の「プロレタリア」観に影響を与えたことを、たとえばグラスルが指摘していることは、現在の西ドイツの社会政策学界(とりわけその Gesellschaftspolitik 論)におけるリール復興の試みや、同じくパンコケ、コンツェラによる社会構造史論的側面からのリール評価の動向を思いあわせれば、たんにバーダーとリールとのあいだの思想的脈絡にとどまらず、両者と現代西ドイツの社会史・社会政策研究者とのあいだの社会構造的な問題視角そのものにおける相関性のなかにも、看過しえない問題がひそんでいることをうかがわせるであろう。また右の第二の局面、つまりドイツ・カトリック社会政策思想史におけるバーダーの先駆性については、一八四八年末のマインツ聖堂におけるケッテラー(W. E. v. Ketteler, 1811—1877)の待降節説教に先立って、バーダーが一八三四年の論説 „Ueber den Evolutionismus und Revolutionismus oder die positive und negative Evolution

des Lebens überhaupt und des sozialen Lebens insbesondere“ において、カトリック所有権思想の再興を試みていることが、注目されねばなるまい。すなわち――

「キリスト者は、この財産、この権利、この職務はわたくしのものであり、わたくしはわたくしのものであってわたくしの欲するものを行なうことができる、などということはできない。というのは、それらは実際には神の賜物であり神の仕事なのであって、それゆえに彼はそれをもって、ただ神の欲するものを行なってよいにすぎず、したがって、真にキリスト教的人民においては、いかなる所有も職務上の所有 *Antbesitz* でしかなく、いかなる享受も職務上の享受 *Antgenuss* でしかないからである。……」⁽²⁰⁾

ここにみられる、神にのみ帰属する絶対的所有権と、神により人間に付与された「職務上」の所有権との峻別は、のちのケッテラーのばあいには明確に認められるように、私有財産権の承認のうえに一方で「職務上」の所有権（ケッテラーにおける「使用権 *Nutzungsrecht*」）を濫用する利己的「自由主義」を批判し、他方でこの同じものを全面的に否定する「共産主義」を否認して、「隣人への愛」において貧富の対立を調停すべき第三の道を求める、というカトリック社会改良思想の基本構成にとって、その論理の出発点に置かれるべき不可欠の根本認識であって、右の二つの所有権の峻別がトマス・アクィナスの所有権思想を源泉とするものであることは、ケッテラーが明言し、バーダーのトマス研究が示唆している⁽²²⁾。したがってバーダーは、たんに「社会へのプロレテールの編入」のための、カトリック聖職者の社会的「調停者」としての実践的使命の提示という点のみならず、キリスト教的所有権思想の再興という点においても、ドイツ・カトリック社会政策思想史の劈頭を飾るにふさわしい人物だったといえるであらう。

これを要するに、時代を写し出す鏡としてバーダーの思想がわれわれに示すものは、本小論で展望したかぎりでは、次のような事情である。すなわちバーダーは、イギリス（およびフランス）の工場労働者の「社会問題」に触発されて、資本制経済社会機構の分析と近代「社会問題」の克服とを模索したけれども、十九世紀前半の後進国ドイツにおける現実の「社会問題」はむしろその前段階にあたるいまだ非「市民」的・没「社会」的な流民たる「無産者としてのプロレタリア」の問題であり、バーダーの思想が伝統重視の「保守主義」に棹さし、本格的ブルジョア革命の未達成というドイツ史の現実の枠内にとどまるものであったかぎり、この「プロレタリア」問題の克服は、彼がその問題性の本質を近代化に伴う新しい社会構造問題として、つまり、「隷農制の靱帯の解体」がもたらした広範な「無産者」の「法律保護の停止、保護と救助との喪失の状態」にはらまれた社会的「危機」の問題として、鋭利にみぬけばみぬくほど、既存の社会秩序のなかへの彼らの「編入」ないし「同化」によるほかなく、ここに後進国に特徴的な、上からの「編入」政策ないし、ひろく社会統合化政策としての社会政策思想が生まれることになったと思われる。しかもバーダーのばあいには、右の政策の担当者として君主ないし国家とともに社会的「調停」使命を帯びたカトリック聖職者が加わることにより、ドイツ社会政策思想史のなかで独自の一系譜をしめるカトリック社会政策思想が、先駆的に同時に生み落とされることになった。

十九世紀のドイツ・カトリック社会運動史に関する多数の文献はバーダーから筆をおこすばかりが多いけれども、同時に、後世へのバーダーの直接的影響については「多くを語れない」というのが、研究者のほぼ一致した見解であり、⁽²³⁾ルールやケッテラーやリストへの間接的諸作用は推定されえても、それらは基本的には、現代の眼から思想の連関が問われるべき性質のものであって、現実の歴史のなかではバーダーは依然として孤独な、「忘

バーダーの〈プロレテール〉観

れられた」存在たらしめるをえなかつたようにみえる。しかし、バーダーの思想には「卓絶した広さと鮮明さにおいて、過去一世紀のブルジョアとカトリックの社会理論および社会政策によって提起された諸要求のすべてが見出される」という、アレクサンダーの指摘の可否は別にしても、バーダーは、わたくしの以上のような概括をなおこえて、多面的知性を發揮した、後進国ドイツにおける近代への「過渡期」の一人であつたと思われる。

- (1) バーダーに於ての「市民 Bürger (citoyen)」性は、既述のように、「一つの「身分」に帰属することによって「安全に守られてゐる geborgen」(24) なじし「保証されてゐる verbürgt」状態を意味し、後述のように、本来のブルジョア革命への展望をもたない(むしろこれに敵対する)ものであるから、その本質は「国家市民 Staatsbürger」なじし「公民」に近じし、バーダーのいう「社会 Societät」も、「身分のないシボルブライフ」な構成をもつものであり、近代「市民社会」とは重なりあわない。

- (2) Baader, Misserhältniss, S. 139.
(3) Ebenda, S. 142.
(4) Ebenda, S. 130; Baader, Proletairs, S. 507.
(5) Baader, Misserhältniss, S. 138; Baader, Proletairs, S. 509.
(6) Baader, Misserhältniss, S. 130.
(7) 「プロレテールの権利要求そのものが、シャコンン主義者たちに、表向きの彼らの弁護人として、彼らに対する影響力を獲得せしむる。」(Ebenda.)
(8) Ebenda, S. 137.
(9) Ebenda. どのようなキリスト教的・ドイツ・ゲルマン的「自由観」およびこれにもとづく「絶対主義的奴隷根性」に近代「自由主義」(なじしマンナンス流の「立憲制」)との同一視 (Vgl. z. B. ebenda, S. 128 f.) が、バーダーに

固有のものではなく、近代への「過渡期」のドイツにひろく認められる思潮であったと思われる。この点、拙稿「ケッテラー社会経済理論における〈自治〉と国家」(『成城大学経済研究』、第五七号、一九七七年三月)を参照。なお、ドイツ法制史への学説史的接近を試みた最近の労作、村上淳『『ゲルマン法史における自由と誠実』、一九八〇年、東大出版会、をも参照。

- (10) 一八六〇年代後半にマインツの司教ケッテラーが労働者の「団結」の自由を擁護したとき、その究極目的も、「有機的」・「身分制的」・「ゲルマン的」社会秩序観に添う、労働者身分の「自治」および「公生活への参加」の促進にあった(前註所掲の拙稿を参照)。

- (11) Baader, Proletairs, S. 509; vgl. auch Baader, Missverhältniss, S. 138.

- (12) Baader, Missverhältniss, S. 138.

- (13) Baader, Proletairs, S. 509.

- (14) Baader, Missverhältniss, S. 140, 142.

- (15) Baader, Proletairs, S. 509.

- (16) バーダーは一八四一年の死の直前にも、このような「プロレタリアの編入」政策を諸君主に求めている。——「この階級は、国家のなかで少くとも保護されねばならない。というのは、それはいかなるコルポラツィオンをも欠いているからである……。市民、農民およびその他のすべての諸身分は代表されているが、プロレタリアはそうではない。迫り来る危機を予防する唯一の方策は、君主みずからがこの階級のめんどろをみることにある……。イギリスとフランスでは、他の諸コルポラツィオンに対抗して彼ら自身がコルポラティーフたろうとした結果、プロレタリアの諸集會が生まれている……。労働者は国家のなかにいかなる保証も見出せないのであるから、それも当然のなりゆきである……。」(Aus Gesprächen Franz Baaders mit einigen jüngeren Freunden in den letzten

バーダーの〈プロレタリア〉観

バーナーの〈ペンロントール〉観

- sechs Monaten seines Lebens, in: Werke, Bd. 15, S. 139—160, S. 141f. Vgl. auch Sauter II, S. 462f.)
- (17) H. Grassl, Textlinweise, in: Grassl, a. a. O., S. 321.
- (18) 大陽寺順一「西ドイツ社会保険論の展開」(『一橋論叢』第五四卷第三号、一九六五年九月)を参照。なお、リールの所説を先駆的にわが国に紹介した文献として、島崎晴哉「W・H・リールの階級観および社会政策観について」(『経済学論叢』第二号、一九六〇年九月)を参照。
- (19) Vgl. z. B. E. Pankoke, a. a. O., insb. S. 61ff., 114ff.; Conze I, S. 113, 120, 123, 126, 128, 132.
- (20) F. v. Baader, Ueber den Evolutionismus und Revolutionismus ..., in: Werke, Bd. 6, S. 73—108, S. 95.
- (21) 拙稿「リッシャールとタッララー——十九世紀ドイツ・カトリック社会経済思想史の一側面——」(『成城大学経済研究』第五五・五六合併号、一九七六年十二月)を参照。
- (22) Vgl. z. B. Sauter I, S. 593; H. Grassl, a. a. O., S. 40; Stegmann I, S. 17; W. Bredendiek, a. a. O., S. 46; W. Andrae, a. a. O., S. 524.
- (23) Vgl. z. B. D. Baumgardt, a. a. O., S. 398; Stegmann I, S. 23; Stegmann II, S. 29f.; E. Ritter, Die katholisch-soziale Bewegung Deutschlands im neunzehnten Jahrhundert und der Volksverein, Köln 1954, S. 188; Einführung zu: Texte zur katholischen Soziallehre II, Dokumente zur Geschichte des Verhältnisses von Kirche und Arbeiterschaft am Beispiel der KAB, I. Halband, Kewelaeer 1976, S. 7.
- (24) E. Alexander, Church and Society in Germany, Social and Political Movements and Ideas in German and Austrian Catholicism 1789—1950, in: Church and Society, ed. by J. N. Moody, New York, 1953, p. 404.